

一般社団法人日本地域看護学会
定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本地域看護学会（以下、「本会」という。）の定款に基づき、本会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

定款第9条に定める入会金及び会費の額については本細則により定める。

第2章 会費

(入会金及び会費)

第2条 定款第9条に定める入会金及び会費について次のとおり、定める。

- (1) 本会の正会員の入会金は0円とする
- (2) 本会の正会員の会費は、年額10,000円とする。
- (3) 本会のユース会員の入会金は0円とする。
- (4) 本会のユース会員の会費は、年額5,000円とする。
- (5) 本会の賛助会員の会費は、1口年額30,000円とする。
- (6) 本会の入会を希望する者は、会員承認通知後1カ月以内に、入会金及び会費を納入しなければならない。納入が確認できない場合は、入会申込み及び会員承認を取り消すこととする。

第3章 改正

(細則の改正)

第3条 本細則を改正する場合は、理事会の議を経て総会の承認を必要とする。

附則

この細則の改正は令和8年4月1日より施行する。